

会議名称	平成29年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成29年10月27日（金） 14時00分から16時40分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室（西棟6階）	
出席者	委員	長谷川会長、石川委員、井上委員、斎藤委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、小林委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、水町委員
	実施機関	大澤子育て支援課長、笠子ども家庭支援担当課長、土田国保年金課長、小松会計課長、武田区民課長、畦元高齢者施策課長、人見課税課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成29年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成29年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成29年度第2回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第14号	児童手当支給に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第15号	妊産婦保健指導に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第16号	子育てワンストップサービス伝送システム（公的個人認証用電子署名検証システム）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
報告第17号	子育てワンストップサービス伝送システム（児童手当等の受給資格及び児童手当の額の認定請求）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
報告第18号	子育てワンストップサービス伝送システム（児童手当等の額の改定の請求及び届出）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
報告第19号	子育てワンストップサービス伝送システム（児童手当等氏名変更／住所変更等の届出）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
報告第20号	子育てワンストップサービス伝送システム（妊娠の届出）（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	報告了承
諮問第5号	収入・支出に関する業務の外部委託について（新規）	決定
諮問第6号	収入・支出に関する業務の外部結合について（新規）	決定

諮問第7号	収入・支出に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第8号	収入・支出に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第9号	収納データ等伝送システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第3号	住民基本台帳ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検	決 定
諮問第4号	情報提供ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検	決 定
一般報告	高齢者実態調査結果の公表における個人情報の誤掲載について	報告了承
一般報告	課税課における税額決定通知書の誤送付について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それではただいまより、平成 29 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>まず初めに、新委員の方がいらっしゃいますので、事務局から御紹介をお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>それでは、新たに委員になられた方で、前回御欠席された方につきまして御紹介をさせていただきます。小林ゆみ委員です。</p>
委員	<p>前は、視察で欠席させていただいたのですが、今回からしっかりとやっていますので、よろしく願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>委嘱状は席上に配布してありますので、御確認ください。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>本日、都合により御欠席された委員について、事務局からお知らせください。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日、御欠席の連絡がありました委員は、阿部委員、鹿野委員、柴田委員、新保委員、渡邊委員の 5 名です。</p> <p>なお、お二人が今いらしていませんが、横山委員は遅れていらっしゃるかと連絡を頂戴しております。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項の審議をまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、資料 1 の平成 29 年度第 2 回の会議録についてですが、事務局で何か補正や補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>補正等は特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様の中で、前回の会議録について訂正箇所や御意見等がありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、平成 29 年度第 2 回会議録につきましては、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第 3 の報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長より諮問文をお受けいたしました。なお、諮問第 10 号「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)」及び諮問第 11 号「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)」ですが、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 に基づき設置する部会で第三者点検を行い、その内容について次回の平成 29 年度第 4 回審議会に答申することといたします。</p> <p>初めに、報告第 14 号から第 20 号についてです。事務局から御説明をお願いいたします。</p>
報告第 14 号～20 号	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問等はありませんか。</p>
委員	<p>イメージが少し分かりづらいので、どういう作業を行ってこの申請ができる</p>

	のかといったようなところを教えてください。
情報政策課長	<p>今、電子申請ということで、この4つの届出が定められていまして、7月18日から試行運用ということで開始しております。今後、11月13日からは、本格実施ということで想定されております。</p> <p>マイナポータルというのはインターネット上のサイトで、そこからログインしていただきます。まず、10月7日から提供されているソフトでパソコンをマイナポータル用に設定していただいて、カードリーダーを御購入いただき、御自分のマイナンバーカードでログインすることで、申請をしていただくことができます。申請をしていただくと、情報政策課に設置された専用端末で届出を受領し、それを紙で打ち出したものを各所管課へ引き継ぎ、各事務についての処理を進めていくということです。</p>
委員	1ページの説明では、紙で打ち出しを行った後にダウンロードしたデータは削除すると書かれておりますが、それぞれ所管に渡った後は、紙自体はどういう管理になるのでしょうか。個人情報に記載されている紙ということですよね。
子育て支援課長	今までも紙の申請を行ってございましたので、通常の保管と同じように、保存期間内で保存するという形になります。
委員	実際に、マイナンバーカードを持っている人が使う申請になるということなのですが、年間で大体どれぐらいのデータ量というか、申請量を想定しているのでしょうか。あと、実際にマイナンバーカードを申請されている方はどれぐらいで、区民の大体何割ぐらいなのかを教えてください。
子育て支援課長	まず児童手当等についてです。児童手当と特例給付については、児童数は平成28年度決算ベースで5万6,827名、世帯数としては3万7,878世帯で、妊娠届につきましては、平成28年度決算ベースで5,329名です。このうち、どのぐらいの方が申込みされるかということについては、こちらでもまだ予測しかねております。ただ、7月の試行期間から現在までの間で、電子申請によって行われた申請としてはまだ実績はございません。
区民課長	発行枚数ですが、10月1日現在で7万枚となっておりますので、全区民からしますと交付率が12.4%程度となっております。ただ、子育て世帯にどのくらい交付しているかということについての数字は持っておりません。
委員	最後に、試行期間が7月からという形でおっしゃられていましたけれども、試行ということはもう実際に使える状況になっているということですよね。今回、諮問ではなく報告という形ですが、これからやるという報告ではなくて、もう既に試行でやっていますよという事後報告というように受け取っていいのでしょうか。本当だったら、こういうのは試行する前に、審議会に報告があつてしかるべきではないのかと思ったのですが、その辺はどのような認識をされているのでしょうか。
情報政策課長	こちらについては、法令根拠が明確であるため報告案件となっており、報告案件については、条例上は事後報告でも問題ないものと解されております。
委員	最後に1点確認したいのですが、このマイナポータルからの申請をするためには、マイナンバーカードを発行してもらって、カードリーダーも購入して、PCの設定をしたら、その辺が設定されている環境であれば、本人でなくても、

	<p>マイナンバーカードとパスワードさえあれば、別の方がなりすましで申請できてしまうのかなという疑問があるのですが、その辺のリスクというのはいかに考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>マイナンバーカードについては、厳密な本人確認ということで、個別の認証を取得して、本人であることと届出が真正であることを、公的な機関として証明するものであります。おっしゃるとおり、例えばカードを盗まれたとか落としたとかという際には、24時間開いている窓口がありますので、至急そちらのほうに連絡をしていただいて、そのカードの機能を止めていただく必要があるということです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>2点だけ、確認をさせていただきます。そもそもこのマイナポータル運用主体は内閣府だと思います。そして、これを利用するかどうかというのは自治体の裁量に任されているということで、今回の4つの届出を区が対象にした理由というのは何でしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>まず児童手当については、お子様のいる多くの家庭が申請するものということで、対象者としてはかなりの数になる中で、ワンストップサービスに適すると考えたためです。それから妊娠届については、現在、5つの保健センターと本庁、あるいは水曜日の17時から19時と土曜日には子ども家庭支援センター、さらに土曜日には荻窪子どもセンターで受理しておりますが、なかなか妊娠時に外に出るといことが難しいという方もいらっしゃるもので、そういう方の便宜を図れるということと、災害が起こったときに、その妊娠届について副本を置いておくことで災害対策にもなるということで、この4つの届出について、ワンストップサービスを採用したということです。</p>
委員	<p>先ほど説明にもあったのですが、まだ1割強の区民しかマイナンバーカードを取得しておらず、しかもそのうち子育て世代がどの程度いるのかということの数字も分からないという状況の中で、実際に拙速なのかなという感が否めないというのがまず1点あります。</p> <p>ただ確か、内閣府からのガイドラインか何かの通達もあったと聞いていますが、調べてみますと、あくまでもこれは技術的助言という形になっていまして、それがどの程度の法的拘束力があるのかということについて確認させていただきます。</p>
情報政策課長	<p>マイナポータルというシステム自体は国のほうで用意しておりまして、私どもも国の施策に対する協力を強く求められているところです。技術的助言ですので特に義務付けはございませんが、そういう意味で、各所管に対しまして、区民の利便性等を考慮して実施していただきたいということで進めてきたところです。また本人の真正な申請であることが確認できるということで、安全・安心という意味では間違いのないものであり、そういった仕組みの上でもかなり信頼性の高いものだというので進めてきたところです。</p>
委員	<p>最後に1点だけ、確かに利便性という点では、説明としては理解できるのですが、マイナンバーカードを取得する上でのリスクというものも私たちは大変気にかけていまして、本来やはり住民からどういうサービスが必要なのかとい</p>

	うことについて、意見を聴きながら進めていくということも必要なのかなと思っています。その点ではいかがでしょうか。
情報政策課長	区民意向調査等や区政のモニター制度において、区民の皆様方にお聴きしたところ、これからもどんどんこのような ICT の活用によって、区民の利便性の向上について進めていただきたいという御意向もございました。一方で、そういったものは苦手なので、紙媒体の情報又は広報等を充実させていただきたいという御意見もいただいておりますので、その両面をしっかりと勘案した上で進めてまいりたいと思います。
委員	やはりカードの取得の危険性や情報漏えいということも、まだまだ議論の余地があるところで、やはり拙速に進めることがないようにということだけ付言させていただきたいと思います。
会長	事務局は、説明はいいですか。
区民課長	委員から何度も質問されていると思いますが、あくまでもマイナンバーカードの申請については任意であるということ、区としても前面に説明した上で申請をしていただくという考えです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	電子申請の届出データを専用端末でダウンロードするところなのですが、このダウンロードする部分の開発というのは、杉並区が独自に開発したのでしょうか。それとも共同センターのほうから提供されたものを単に使っているのでしょうか。
情報政策課長	まず公的個人認証については、民間の事業者からソフトの提供がありまして、そのソフトを通じて確認をした上で取得するという手続になっています。ですから事業者の選択については各自自治体に任されていまして、幾つかの選択肢がありますが、私どもとしましては、1つの良質なシステムを選びまして委託契約をしております
委員	私の質問は電子申請の届出データのダウンロードのことなのですが、そちらに関しては、杉並区で独自に発注をして開発をさせたというものなのですか。
情報政策課長	こちらのダウンロードの機能自体は、事業者が提供する機能を使っています。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	児童手当支給に關しての質問ですが、収集する個人情報の項目の中で、児童の個人番号というのは収集しないということで理解してよろしいでしょうか。
子育て支援課長	児童の個人番号については収集いたしません。
委員	収集しないとなると、仕組みがちょっとよく分からないのですが、保護者とのつながりというのが申請だけで明確にならないのかなと思ったのですが、そこは特に問題ないのでしょうか。
子育て支援課長	申請書には、請求者及び配偶者等の個人番号を記載する欄はございますが、児童の個人番号を記載する欄は、先ほど申し上げたとおりございません。これについては、住基システムと連動していますので、その紐づけは可能なものと考えています。
委員	住基システムで閲覧することに関しては、ここに登録しなくてもいいのでしょうか。この説明だけだと除いてもいいというのが判断できないのですが。

子育て支援課長	委員の御意見も十分理解できるのですが、もともと国で示されている申請書の様式の中に、児童の個人番号を記載する欄がありません。そこで、紐づけをするとすると、住基システムとの連動の中で確認するという事です。
委員	今の御説明だと、やはり個人番号自体を収集することになるのかなと思うのです。例えば、住民票を提出するわけでもありませんので、そうなったときに、児童の親とのつながりというのを、何をもって確認するのかなという趣旨の質問です。
情報政策課長	今、こちらでお示ししている電算入力記録票なのですが、これはあくまでも子育てワンストップサービス電送システムに記録する項目のみを示しております。こちらは一旦紙で打ち出し、そして子育て支援課の児童手当のシステムに入力され、そこで初めて紐づけがされます。つまり、親子の関係の紐づけというのは、所管のシステムのほうでされますので、その点については、既に審議会もしくは法令根拠で可能になっているものと考えております。
委員	そうしましたら、審査のためというよりも、あくまでも申請のための情報収集ということで理解してよろしいでしょうか。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	説明資料に「児童手当」という単語と、「児童手当等」という単語がありますが、この「等」というのは何を指すのでしょうか。
子育て支援課長	児童手当には、児童手当と言われているもののほかに、受給者の所得が高い場合には特例給付というのがあります。「等」というのは特例給付に該当するものです。
委員	では、児童扶養手当とか、児童育成手当とか、その話ではないのですね。
子育て支援課長	今回のこの報告案件については、児童扶養手当や児童育成手当は含まれておりません。
委員	先ほど委員がおっしゃっていたことと、事務局の説明について思ったのですが、委員がおっしゃっていたのは児童手当事務全体の中での個人情報の取扱いについてであって、今回の案件としては外部結合の報告であって、杉並区のシステムと区外のシステムをつなげることについての報告なので、つなげて持ってくる情報のみ記載しているということかと思ったのです。その上で児童手当事務全体における個人情報の取扱いはまた別の問題としてあるけれども、それは報告事項ではないので、既存住基との連携により親子関係をチェックするという点については記載していない。ただ、その点については、住基法と条例に基づいて、そうした情報を参照していいということは法令の範囲内なので問題ないと区は考えているのかなと思ったのですけれども、その理解で正しいですか。
情報政策課長	御指摘のとおりで、今回はあくまでも子育てワンストップサービス伝送システムに記録する個人情報についての審議をお願いしているものです。
会長	委員、よろしいでしょうか。
委員	では補足で。私が質問した理由は、6ページに「児童手当等の受給資格及び児童手当の額の認定請求」とありましたので、認定請求をする以上は、そうした対象児童を特定しなければいけないのかなと思ったためです。今説明のあつ

	たとおり、あくまでも簡略化するための情報収集だと理解いたしましたので、結構です。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>先ほど委員がちょっと触れたのですが、1 ページの内容で、「ダウンロードしたデータは、紙で打ち出しを行った後に削除する」とあります。ただ、紙に一旦打ち出しを行ってということで、リスク対効果を考えて、そもそも紙に打ち出す必要があるのかというのが1 点です。</p> <p>そして、その紙で打ち出されたものについては、当然この報告の中のセキュリティ対策の中に、それに対応するセキュリティ対策が記載されていなければいけないのではないかとというのが2 点目です。この2 つについていかがでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>まず、費用対効果の面ですが、ものすごく多くの件数がありましたら、システム改修をして、頂いたデータを本来業務のシステムのほうに取り込む等の形も考えられるわけですが、今のところ試行というか、まだ申請が1 件もない状況で、ある意味コストのために、まず紙で打ち出しての運用という形で進めております。今後マイナンバーカードが普及して、利用者が大変増えてきたというような状況になりましたら、システム連携して、直接取り込むことの検討もあろうかと思えます。</p> <p>また紙情報のセキュリティ対策ですが、その専用端末は情報政策課の執務室内にありまして、説明資料に記載のとおりセキュリティエリアを設定しております。そこに立ち入れるのは、関係者のみで、パスワード等で管理されています。打ち出した紙を持ち帰る職員が限定されていることから、セキュリティは保たれていると御説明しているところです。庁内で持ち運ぶ際には十分気を付けて、個人情報としての適切な取扱いをすることは、当然配慮していくこととしております。</p>
会長	ほかに質問はありませんか。
委員	当該申請に関しての紙での申請ですけれども、こちらには請求者、配偶者、児童それぞれの個人番号を記入する欄はあるのでしょうか。それぞれについて教えていただければと思います。
子育て支援課長	請求者、配偶者については、個人番号の記載の欄がございます。児童についてはございません。
会長	<p>ほかに御質問はありませんか。質問はないものと認めまして、報告第 14 号から報告第 20 号は了承といたします。</p> <p>続きまして、諮問第 5 号から第 9 号について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
諮問第 5 号～第 9 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	何か御質問はありますか。
委員	諮問第 5 号、第 6 号のマルチペイメントネットワークは、どういう形でデータが移動するのか。例えば、カードから読み取ったデータや御本人が入力したデータがどこを経由してどこに保存されてどのように取り扱われるのかについて

	て、ちょっと想像ができなかったので、その辺を簡単に教えていただけますか。
国保年金課長	今回のケースにつきましては、庁内の収納の担当部署で、いろいろ協議、調整をしましてまいりました。私、国保年金課長が中心になって取りまとめましたので、私から御説明させていただきます。マルチペイメントネットワークですが、国民健康保険を例に御説明させていただきますと、例えば、転入又は社会保険の喪失により窓口に来られた場合、口座振替を御希望されるかについて伺います。キャッシュカードを持っている場合は、窓口に着付けた小型の 10 から 15 cmほどの専用端末にキャッシュカードを通して、御本人自ら暗証番号を打ち込んでいただきますと、受託事業者のシステムに FOMA 回線を通じて、金融機関コードや口座番号等がデータとして送信されます。そして、金融機関のほうで正しくマッチングされれば、口座引き落としができますという結果が返ってきます。今までは窓口での紙ベースの受付で、銀行の届出印が必要だったのですが、キャッシュカードを持っていれば窓口での届出が必要なくなるということです。私どものほうとしましては、口座引き落としが開始できるまで、今までは2か月程かかっていたところを、速やかに翌月以降から開始できるというものでございます。
委員	この手続をする際に、社会保険の喪失等何かしらの申込みの手続があったときに確認するとおっしゃいましたが、例えば私も国民健康保険に加入していて、今銀行などで振込や納入をしているのですが、実際に加入している方が何も持たずに口座振替にしてほしいと来たときも使えるシステムなのでしょうか。
国保年金課長	キャッシュカードがないと、あとは専用端末がないと手続はできません。専用端末は区民事務所等に置く予定ですけれども、残念ながらキャッシュカードをお持ちでない方につきましては、従来どおり紙ベースでの手続となります。届出印をお持ちでなければ口座振替依頼書をお持ち帰りいただいて、郵送等で金融機関に手続をしていただく形になります。
委員	お聞きした内容は、キャッシュカードを持っている方が、口座振替の件だけで窓口を訪れたときに、そのまますんなり手続ができるのかどうかという点についてです。あとは、そのときに何か必要な書類や窓口での何らかの記載が必要なのかをお聞きしたかったのですがいかがでしょうか。
国保年金課長	大変失礼いたしました。口座振替の件だけで窓口にいちゃった方も手続ができるように考えております。手続につきましては、23 区中 18 区が既に導入しておりますので、その他の自治体のやり方を見ますと、一筆だけは頂いているようですので、そうした形で今後、事務処理をどうやっていこうかを検討してまいりたいと思っております。
委員	ということは、まだすぐに導入するのではなくて、これから導入ということですか。それとも今回の諮問が通れば、手続に来たときにキャッシュカードはありますかとお聞きして口座振替の案内を行い、また、同じ時期から口座振替だけで窓口に来た人にも対応できるようにするのでしょうか。それとも、その点については、もう少し検討してから先になるという話なのか、そこだけ確認したいです。
国保年金課長	委員の御質問の開始時期ですが、先ほど御説明しましたが、平成 30 年 1 月か

	<p>らということをご予定しております。準備が整い次第ですが、加入等の手続を伴わない口座振替の届出も、併せて一緒に1月からスタートしたいと考えております。準備が整い次第、具体的に何日かということはいずれから検討していくのですが、1月中には両方開始したいと考えております。</p>
委員	<p>細かくお聞きしたのは、やはりこれもなりすましが一番怖いところであると思うのです。一筆書いてもらうということで本人確認をしているつもりになっていると思うのですが、正直、高齢者の方のキャッシュカードで、暗証番号も聞いて、自分の保険料や税をそういう方から引き落としをさせるとかということが考えられないわけではないと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>口座振替の手続は委員がおっしゃられたとおり、暗証番号が必要になります。例えば万が一、そうした詐欺等で本人の暗証番号等のマッチングがされたとしても、この方から幾ら引き落とししてくださいというデータにつきましては、これとは別に今までどおりの流れで金融機関にお願いしますので、そういう問題は防げるかと考えてございます。</p>
委員	<p>要するに、本人が自分の名義ではないカードを持って来たときは、窓口の所でそれはできませんというように防波堤を張るのか、それとも手続させてしまった後から確認する形になるのか、その辺はどうですか。</p>
国保年金課長	<p>失礼いたしました。窓口でも一応御本人の確認をいたします。ただ、国民健康保険に限っては、世帯単位ですので、例えば世帯主の口座から引き落とししてほしいというのを御家族の方が来た場合、今までどおりの御本人確認、世帯確認は引き続き行っていきたいと考えてございます。</p>
委員	<p>2点ございます。第三者への提供の禁止の○が外れているということでしたけれども、これは金融機関等にその情報を渡すためという説明があったかと思えます。ここで第三者への提供の禁止とだけしかうたっていないと、余りにも幅が広すぎるのかなど、そういう不安を感じております。その点について、第三者というのを明記されるのかどうかをお示しいただきたいと思えます。</p> <p>それからもう1点、キャッシュカードを使って暗証番号で登録していくという話があったのですが、この暗証番号は暗号化されるにしても、外部結合の収集する個人情報に当たらないのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>まず1つ目の、第三者への提供の禁止について、ここには簡単に書いてあるのですが、「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」を平成18年に定めており、その中でどういうものが第三者に当たるかを詳しく記載しております。契約書の中には明確なところということでございます。今回、第三者への提供の禁止の○を外した理由としては、次の案件とも関連するのですが、区としては、まず口座振替受付サービスの提供事業者との契約があり、また金融機関とも契約しています。ただその口座振替受付サービスの提供事業者と金融機関の間では特に契約はございませんので、そういう意味で第三者であるということで○を外しております。</p>
国保年金課長	<p>暗証番号の収集の御質問でしたけれども、暗証番号につきましては、暗号化しているセンターへ直接送信されますので、専用端末には保存はされない形に</p>

	なっているものと認識しております。
情報政策課長	追加で説明させていただきます。第三者への提供の禁止ですが、こちらは提供される金融機関については特定されてございまして、その金融機関は現在6機関を予定しております。契約の上で、提供される金融機関を特定しておりますので、そうした意味で、無限に広がるわけではなくて、あらかじめ契約の中で限定した先になっているということでございます。
委員	今、暗証番号の件について回答がありましたけれども、あくまでもこの外部委託する業者を介するわけですよね。いくら暗号化していると言いましても、介するという以上は、何らかの形で情報収集をしているのではないかなと感じるのですが、その点はいかがでしょうか。
情報政策課長	その点につきましては、内部でも一旦収集しているのではないかということも検討いたしました。ただ、全く区のほうに記録が残らないということで、利用者の方に操作をお願いして、区の職員が情報に触れない状態で、直接送信されるということです。12ページの備考欄に書いておりますように、あくまでも区からの提供はないという位置付けです。利用者から直接受託事業者へ情報提供しているという形を取っております。受託事業者から返ってくる情報につきましても、暗証番号はございません。区としては個人情報として関与していないということでございます。
委員	報告事項なので意見は言えないのかもしれませんが。
会長	この案件は諮問事項です。
委員	諮問ですか、諮問なら意見は言えますか。
会長	今は御質問を伺っておりますので、申し訳ありませんが、御意見はその後にお伺いいたします。
委員	諮問第7号について、収納データ等作成業務をMO方式からLGWANに変えるということで、13ページの内容の①に「安全性の更なる向上」とあるのですが、ちょっと私も不勉強で、安全性がどのように向上するのか、具体的にどう変わるのか教えていただければと思います。あとは②に「委託料の軽減」とあり、これはいいことだと思うのですが、安全性が高くなる一方で委託料が安くなるということで、セキュリティに関して値段が安くなって大丈夫なのかなとちょっと心配なので、その辺を教えていただきたいと思います。
会計課長	まず安全性の確保ということにつきましては、今まではMOという媒体の持ち運びがありましたので、やはり気を付けていてもリスクは若干あると存じます。それに比べてLGWANに関しましては、各地方公共団体と相互のコミュニケーションを取ることを目的とした行政専用のネットワークでして、インターネットから切り離され、高度なセキュリティを維持した閉鎖ネットワークですので、安全性が高いものでございます。 次に経費の関係でございますが、委託料として平成30年4月から値上げが予定されておりますが、実際に指定金融機関から示されている見積りでは、LGWANを活用した方式の場合、従来のMOを介しての処理に比べ低く提示されております。
会長	ほかにありますか。

委員	よく分からない点がありますので、1点だけ教えてください。今 LGWAN にすることでネットとつながらないから安全ですということでしたが、諮問第5号、第6号の外部結合における FOMA 回線のセキュリティについて、それがこれまで18区で実施され、それを検証されて今回踏み出したと思うのですが、その点で18区を参考にした上で、FOMA 回線を使うことはセキュリティ上どうなのかを教えてください。
国保年金課長	23区中18区の先行区の例を踏まえての安全性に関する御質問ですが、他区を調査しましたが、そうした事故等は特に起きておりません。FOMA 回線もクローズド接続で、パケット、電文の暗号化がされており、安全性は確保されていると認識をしております。
会長	ほかに質問はございますか。
委員	基本的なことをお伺いします。今お話を聞いていますと、このサービスにより、口座振替を開始する際の手続が簡単になったということは理解ができたのですが、当然口座にお金が入っていないと引き落とせないわけですよね。もし残高がその月に足りなかった場合には引き落とせないで、その後どうになってしまうのかというのが1点です。もう1点は、口座振替を開始するのは簡単ですが、もし口座振替をやめたいというときには、同じく簡単にやめられるのか、それとも何か手続が必要なのかについて伺えればと思います。
国保年金課長	まず1点目の引き落としで残高が足りなかった場合のお尋ねですが、国民健康保険や税等さまざまな費目がありますが、何箇月か続けて未納になった場合は、個別に今までどおりの納付書を送らせていただく対応になります。 2点目の質問ですが、例えば資格の喪失や転出等ではなく口座振替をやめたい時には、これは大変申し訳ないのですが、従来どおり金融機関で手続をしていただくことになります。
委員	その金融機関の手続というのは、どのような手続が必要なのかというのが1点です。また、これはクレジットカードとは違いますが、よく住宅ローン等大きなローンを組むときには、各銀行でローン審査があります。そのときに過去に引き落としができなかった場合は、小さなものから大きなものまで、いわゆる事故扱いという形で銀行の中では処理をされるとも聞いております。それは本人の不注意の場合もあるだろうし、実際にお金がない場合もあると思いますが、もしそういうことが起きた場合には、その人がこういう支払に対して向いていないのだという認定をされ得る可能性はあるのですか。
国保年金課長	まず2点目の御質問で、ローン審査の際に引き落としできなかったことが影響するかということについてのお尋ねですが、そういったことは全くありません。1点目の金融機関での手続ですが、これは「取消」に○を付ける用紙が各金融機関に置いてありますので、それで届出をしていただく形になっております。また、説明に不足がございましたが、区に引き落としをやめたい旨の電話を頂ければ、停止することは可能でございます。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今、お話を聞いてみると、記憶媒体の MO の授受に対して LGWAN データの転送方式というのは、委託料は安くリスクも軽減できるということのようですが、

	<p>そもそもデータ授受の方法を変更したきっかけというのは、指定金融機関のみずほ銀行の基幹システムの更改に伴いと書いてありますので、指定金融機関のシステムの更改に伴って、行政としてもこの方式が妥当だということで、それを受けたという形なのではないのでしょうか。そうだとすると、内容の外部結合のところですが、「公金収納ネットワークサービスを運営する民間事業者」とさらっと書いてありますが、これは LGWAN に接続するのですから、当然みずほの関連会社と考えてよろしいのですか。</p> <p>もう1つは、セキュリティ対策についてですが、これは前にもお伺いして改善するという回答を頂いたような記憶がありますが、2番に「パソコンは、使用時間外は施錠できる書庫等に保管する」とあります。「施錠できる書庫」とは書いてありますが、施錠するとは書いていないのです。何か事故があったときには、このような文書で、事故にきちんと対応できるのですか。</p>
会計課長	<p>委員のおっしゃるとおり、指定金融機関である銀行の基幹システムの更改に伴って、選択肢が増えたというところで、セキュリティ水準が高くて、委託料が低いものを提案していただいているので、今回、皆様にお諮りをして LGWAN を活用したいというところです。</p> <p>外部結合する民間事業者につきましては、LGWAN を活用した公金の収納ネットワークサービスを管理運営している「みずほ情報総研」という会社で、指定金融機関であるみずほ銀行と同じく、みずほフィナンシャルグループのグループ会社でございます。</p> <p>セキュリティ対策のとしては、現在も鍵の掛かる所に保管してしっかり鍵を掛けておまして、今後も必ず施錠してセキュリティを高めてまいります、少し文言が不足していました。申し訳ございませんでした。</p>
会長	鍵を掛けるということでもいいのですか。
会計課長	はい、鍵は掛けております。
会長	鍵が付いているではなく。
会計課長	はい。書庫に付いている鍵を掛けております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>諮問第7号から第9号ですが、セキュリティが向上するとおっしゃっているのは、MO という媒体を外に持ち出して、人の手で移動させてという中での紛失、事故、盗難といったリスクが減るところだと思いますが、LGWAN のいわゆるネットワークサービスについても、人が作ったもので人の手を介すということで、システムの変更等、様々トラブルが発生することが考えられると思います。</p> <p>1つは、今まで媒体の移動中に何か事故があった場合の対応策を考えていたと思いますが、それはどういったもので、今後、LGWAN が何かしらのトラブルで使えなくなり、それが回復するのに結構な時間がかかると判断したときには、どのようにデータの授受を行うのか。また、LGWAN でデータ転送を行うことにより、逆に情報漏えいといったリスクというのはどういったことを想定しているのか。この2点教えてください。</p>
会計課長	媒体での事故に関して、今、委員がおっしゃったように、紛失、盗難、そう

	<p>いったリスクはありますが、そちらに関しては、当然のことながら、個人情報の適切な管理について区と受託事業者との双方で確認し合って、契約書や仕様書にも明記しておりますし、万が一盗難等、事故があった場合はすぐに報告いただいで、その状況に応じて適切に対応をすることとしております。</p>
情報政策課長	<p>LGWAN 自体は、御存じのように、政府関係機関や政府の許可を得た団体のみ接続ができるということで、外部からの接続自体は非常に安全に作られております。一方で、職員が自ら違反を行う等内部からという面では危険があるとも言えます。そういう意味で、LGWAN の操作については、十分に操作権限等を制限しながら適切に管理できる職員が操作することにしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>LGWAN のリスクについていろいろお話がありました。現在媒体で受渡しを行っているというので、何か事故があったとき、通常の区の業務を続けるためにはどのような対策を持っているのかという思いで質問したのですが、例えば、MO を持ってアタッシュケースなどに入れてバイク便か車か分かりませんが、それがどこかで事故に遭って、物が紛失してしまったら、きっともう一回媒体を金融機関から持ってくるという対応を想定されていると思いますが、LGWAN で実際に回線が使用できなくなるようなトラブルが発生した場合には、そのときはどうやって通常業務を行っていくのか、そういった対策をどのように考えておられるのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局、いかがですか。</p>
情報政策課長	<p>いまお話のように、LGWAN が断線した場合については、MO に戻すということが当然考えられます。災害時とか非常時については、システムを使わずに処理することも考えなければいけない。また、支払や収納が滞る場合には、そういったことを区民に周知しながら乗り切っていくと。災害時はそういったこともしておかなければいけないと考えております。</p>
委員	<p>13 ページのセキュリティ対策の3に、「外部記録媒体へのデータ出力は、上司の許可がなければできないように管理する」とありますが、ここで言っている「上司」とは、誰のことを指しているのでしょうか。また、この「上司の許可がなければできないようにする」というのが、非常に抽象的な表現ですが、システム的にできなくなるのか、それともお互いの信頼関係の中で成り立っているだけの話なのか、そこを確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>こちらについては、情報管理ソフトがありまして、必ず上司が操作をしないと外部媒体にダウンロードはできないというシステムになっています。</p>
委員	<p>上司というのは誰ですか。</p>
情報政策課長	<p>課長です。</p>
会長	<p>ほかに質問はありますか。では、質問は打ち切らせていただきます。御意見を伺います。委員、何かありますか。</p>
委員	<p>本件については、住民の利便性も向上して、区の収納率も改善すると思っておりますので賛成ですし、暗証番号を取り扱うことは、それによってなりすまし等を防止しますので大変重要だと思います。</p> <p>ただ、法令の解釈として、事務局がおっしゃったことには、ちょっとと思うところがありますので意見を述べさせていただきます。</p>

	<p>暗証番号については、一時的に持つだけなので、収集も提供もしないということでしたが、一時的であっても、暗証番号のマッチングをして、正しい暗証番号であることを確認して、口座振替の手続を取るわけですから、これは利用しているわけであって、これは、保管はしていなくても取得はしている、意思を持って集めて利用してそれですぐ捨てるということですので、それは取扱いに当たると思います。特に、委託先で取り扱わせるだけで、区のほうには持ってこない、保管しないということは理解できるのですが、委託先においてはそれを取り扱わせるわけで、もし暗証番号を取り扱わせないとしたら、暗証番号が正しいかどうかをチェックしないで引き落とすことになりますので、そこはちゃんとやらせなければいけない。更に暗証番号を委託先に預からせる以上は、きちんとした管理を委託先にさせなければいけない。暗証番号というのは極めて重要なものですので、その点からは 11 ページの外部委託記録票の委託に係る個人情報の項目に、8 番として暗証番号を追記すべきだと思います。</p> <p>また、外部結合記録票については「収集する個人情報の項目」の所に備考でその旨を書いておくとか、そういった工夫が必要だと思います。</p>
会長	今の意見に対して事務局から何かありますか。
情報政策課長	事務局としても様々検討して、こういった形になっておりますが、今の委員の意見も踏まえて、精査してまいりたいと思います。
会長	それは、11 ページの 8 番目に暗証番号を入れたらどうかという話でしたが、そういうことを検討するという意味でよろしいですか。
情報政策課長	検討させていただきます。
委員	<p>私からも意見を言わせていただきます。まず諮問第 5 号、第 6 号についてですが、基本的には私も諮問については了承という立場での意見ですが、キャッシュカードを使ってその場で暗証番号を入れるというところでは、他人のキャッシュカードでなりすましということがすごく恐ろしいなど、可能性としては高いなと思いますので、窓口に来た人と口座の名義が違う場合のチェックをしっかりとやっていただいて、杉並区でそういうなりすましで別の人の口座から引き落とさせていたという事故がないように、そのリスクをしっかりと認識していただいた上で、対応をしていただきたいと意見を言わせていただきます。</p> <p>諮問第 7 号から第 9 号については、物理的なものの移動から電送になるというところで、物理的なリスクが軽減されることは大きいとは思いますが、逆にシステムというのは物理的な移動ができない分、トラブル等があれば大変なものになってしまいますし、データ量が大変多いので、国レベルで使っているネットワークなので安全だと思いますが、100%担保できるシステムはないというところは自治体としてしっかりと認識していただいた上で、情報漏えい等がないように日々確認をしながら対応をしていただければということで、諮問第 7 号から第 9 号についても賛成と意見を述べさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>私も暗証番号の点です。これは銀行の機械ではなく、区の内部に設置する機械ですよ。つまり、そこでもう番号を押した時点で私は収集だと思います。</p> <p>なおかつ、同じように区の中に設置している機械で、カードを入れた段階で情報を読み込めるわけです。その情報の中には、当然のことながら、個人の氏</p>

	<p>名等もあるわけです。個人情報に関してはやはりそういったものを全て網羅しないといけないのかなと思います。先ほど検討するというお話がありましたが、検討するということは、暗証番号に関しても、今回のまま変わらないかもしれないという理解をしておりますので、私は諮問第5号、第6号に関しては、反対ということで意見表明をさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。ないようですので、諮問第5号から諮問第9号は決定とさせていただきます。</p>
<p>諮問第3号、第4号</p>	
会長	<p>次に、資料3に移ります。平成29年度第2回の審議会で諮問を受けました諮問第3号「住民基本台帳ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検」、諮問第4号「情報提供ネットワークセキュリティ評価実施内容の事前点検」について、部会の報告を受けたいと思います。この案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2によりまして設置した部会において審議を行うこととし、9月25日に開催された部会で審議が終了しております。</p> <p>運用監視部会の部会長から点検の結果の御報告を頂き、その後、御質問、御意見を受けたいと思います。それでは、部会長より、部会での審議についての御報告をお願いします。</p>
部会長	<p>説明いたします。資料番号は資料3になりますので、そちらをお手元に御準備ください。まず、3ページの資料3-3、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容 事前点検の点検結果について」を御覧ください。本部会では、「点検内容」に記載されている3点のセキュリティ対策について審議しました。</p> <p>1つ目は、総務省から提示されている「チェックリスト」についてです。6ページの資料3-6、「チェックリストの提出について」に詳細が記載されております。部会では、住基ネットの運用部署である情報政策課を視察しました。情報政策課の執務室内にある住基ネット端末のパスワードの管理について委員から質問があり、これに対して、区側からパスワードを他部署へ安易に転換せず、利用する他部署の職員に対しては、パスワードをその場で、その都度伝えているとのことでした。またパスワードは3か月に1度変更しており、厳重に取り扱っている等の説明がありました。また、入退室の記録を残している状況も確認し、チェックリストの自己点検項目に対する区の回答について妥当であることを確認しました。</p> <p>2つ目、「住基ネット緊急時対応訓練の実施内容」についてです。12ページの資料3-9、「平成29年度住基ネット緊急時対応訓練について」を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件や事故が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるように毎年度実施しているものです。区側からは、平成29年から住基ネット端末を利用する部署が増えたため、訓練の対象部署を広げる。また、端末使用の在り方に応じた訓練を行うという説明がありました。訓練する内容が妥当であることを確認しました。</p> <p>3点目、住基ネット職員アンケートの実施内容についてです。14ページの資料3-10、「平成29年度住基ネット職員アンケートの実施について」を御覧く</p>

ださい。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して職員アンケートを実施しています。これはセキュリティ対策が適正に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等、問題点を把握するためのものです。委員から、「昨年度からの変更点はあるか」という質問があり、これに対して区側から、住基ネット端末を利用する部署が増えたため、緊急時対応訓練と同様にアンケートの対象部署を広げること、アンケートを無記名方式にすること、住基ネット端末からのログオフに関してセキュリティ意識の改善を目的とした記述式の設問等を新設するとの説明がありました。

また、アンケートの設問については、チェックリストから抽出しており、その内容が妥当であることを確認しました。以上の3点から、区が実施するセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。住基ネットのセキュリティ対策の事前点検については以上です。

続いて、15 ページの資料3-11、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容 事前点検の点検結果について」を御覧ください。こちらも点検内容に記載されている3点のセキュリティ対策について審議しました。

1つ目は、情報提供ネットワークシステムの各接続機関が、1年に1回実施する安全管理措置の実施状況の自己点検についてです。16 ページの資料3-12、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施について」に、点検方法の詳細を記載しております。17 ページの資料3-13、「杉並区安全管理措置一覧及び自己点検表」を御覧ください。表の左側が、総務省の求める安全管理措置で、右側が、杉並区の措置を実施していると判断する判断基準です。この判断基準について、安全管理措置が実施されていると判断する基準として妥当であることを確認しました。

また部会では、情報提供ネットワーク接続端末の設置してある情報政策課を視察しました。パスワードの管理、セキュリティ区画の設定や入退室の管理は、住基ネット端末に準じて行われていると説明を受けました。また委員から、端末設置場所付近の窓のブラインドが閉じられているものの、空調の室外機の保守作業の際、ブラインドが不容易に開けられてしまっていた場合には、作業員ののぞき見が発生する可能性があるため、ブラインドの開放を禁止する旨の張り紙をするとよいと軽微な指摘がありました。これに対して、張り紙をする又は周知をするなどの対策を取ることでしたので、自己点検表の判断基準を満たして運用がされていることを確認しました。

2つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施内容」についてです。77 ページの資料3-14、「平成29年度情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について」を御覧ください。訓練は、住基ネットと同様、情報提供ネットワークにおいても、情報セキュリティインシデントが発生した場合に、迅速かつ適切に対応することを目的としています。区側からは、今回は初めての訓練となるので、昨年度実施した緊急時即応体制の中での連絡訓練を行い、各連絡体制の確認を行うとの説明があり、訓練する内容が妥当であると確認しました。

3つ目は、「情報提供ネットワークシステム 職員アンケート」についてです。79 ページの資料3-16、「平成29年度情報提供ネットワークシステム 職員ア

	<p>ンケートの実施について」を御覧ください。このアンケートは、住基ネットとほぼ同様で、国が求める安全管理措置について各職員の理解度を把握し、教育の有効性を評価することで教育内容の改善等につなげることを目的として実施するものです。アンケート項目は、80 ページからの資料 3-17、「平成 29 年度情報提供ネットワーク職員アンケート」に記載のとおりです。区側からは、情報連携端末の操作権限を付与された職員を対象とし、アンケート項目は、住基ネットの一般職員向けアンケートの質問項目をベースとして、根拠規定の有無を確認し、自己点検表と照らし合わせてアンケート項目を策定しているとの説明がありました。以上の内容について、安全管理措置の各職員の理解度を把握し、教育の有効性を把握するのに有効なものと確認しました。以上の 3 点から、区が実施するセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。情報提供ネットワークのセキュリティ対策の事前点検については以上です。</p>
委員	<p>「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容 事前点検の実施結果について」ということで、3 ページの資料 3-3 に点検内容や点検結果が載せてありますが、点検結果の中で、「物理的対策に関して軽微な指摘があったが、その改善策が具体的に示され、指摘事項は解消されるものと判断できた」というのは、住基ネットのほうも、先ほど説明のあった情報提供ネットワークの方と同様に、ブラインドとかそういうものだったのでしょうか。</p>
部会長	<p>物理的と言っているのは、冒頭で説明いたしましたブラインドのことを指しております。</p>
委員	<p>あと、資料 3-13 の 49 ページですが、厚手の資料かつ細かい内容なのであまり時間も取れずにさらっとしか目を通していなかったのですが、49 ページの #47 番、項目でいうと、「不正プログラム対策の実施」の所で、「区における判断の具体化」という項目の中で、「関係システム管理・運用課」の所に、「当該環境で動作可能な不正プログラム対策ソフトウェアが存在しない場合を除き、不正プログラムソフトウェアを導入すること」という記述になっているのですが、これが理解できず、「不正プログラムソフトウェアを導入すること」というのは、どういうことを指しているのでしょうか。</p>
部会長	<p>御質問の趣旨は、不正プログラム対策とは具体的に何かということですか。</p>
委員	<p>ここの文章が、日本語的によく分からないのです。こちらの環境で動作が可能な対策ソフトウェアが存在しない場合を除き、不正プログラムソフトウェアを導入するという言い方をしているので、対策ソフトウェアが存在しない場合というのは、対策ソフトウェアがあったら不正プログラムを導入するというような書き方になっていて、何をどう想定して何をやりたいのかが日本語的に分からないのです。</p>
事務局	<p>事務局です。失礼しました。不正プログラム「対策」が抜けていました。申し訳ございません。下段のほうですね。「不正プログラム対策ソフトウェアを導入する」です。</p>
会長	<p>字が抜けていただけですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>では確認しますと、この環境で動作ができる不正プログラムの対策ソフトウ</p>

	<p>エアが存在しない場合を除きということは、そういった対策ソフトウェアがあれば、その不正プログラム対策ソフトウェアを導入するということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>対策をするソフトウェアなのか、それとも不正なソフトウェアなのかというのは、すごく重要で。</p>
事務局	<p>不正プログラム対策ソフトウェアです。</p>
委員	<p>そうですね。対策がここに入れば日本語としてよく理解できますし、そうであるべきだと思います。小言みたいになるのですけれども、システムを導入する場合には、確認というのがすごく重要なのです。システムを扱うときには、個人情報の漏えいがないかどうか、しないようにするにはどうしたらいいかというのは、二重三重にそのシステム自体も確認しなければいけないですし、そのシステムを構築する際の考え方も確認をしていかなければいけないと思うのです。そういう意味では、そういったセキュリティを自己点検するもの自体の文章の確認が取れていないと受け取られてしまい、こういったケアレスミスというのが、ゆくゆくは大きなミスにつながってしまいますよ、その辺は大丈夫なんですか杉並区は、というように僕の立場から厳しく言わざるを得ないものですね。言葉が1つ入るか入らないかで全く逆転するのです。一体これで何を自己点検してきたのですかというような話になるので、あまり審議会でこういった細かいことを言いたくないのですけれども、そこをしっかりと認識していただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>あとですね、確認したいのですが、今回事前点検とお聞きしましたが、事前にヒアリングをさせていただいたところによると、住民基本台帳ネットワークのチェックリストについては、6月ぐらいには東京都に提出している状況であるというような話を聞きましたが、その辺は僕の認識で合っているのか、時系列を含めて御説明いただけますか。</p>
区民課長	<p>昨年度につきましては、8月22日がチェックリストの提出期限でしたが、今年度につきましては、第1回の審議会で報告した年間計画の中でも、昨年度と同様の時期を予定して御報告させていただいたところです。しかし、東京都のほうから、2か月早く6月23日までにチェックリストについて回答せよという形できましたので、審議会を開催する以前でしたが、私のほうで回答させていただきました。ただ、その回答についても重要性があるということで、回答した内容が妥当であるかどうかについて、審議会に諮問をさせていただきまして、それを監視部会のほうで確認していただいたという形です。東京都の提出期限が2か月早くなってしまったということで、こちらとしては予期せぬ出来事でございます。</p>
委員	<p>僕も審議会で発言された内容を全て頭に記憶しているわけではないのですが、自己点検のチェックリストの確認が、事前ではなく事後になるということについて、その旨の報告はありましたでしょうか。あとは、事前点検ではなくて事後点検になってしまったということで、諮問として意味があることなのかどうかを確認していいですか。</p>

区民課長	<p>6月23日に自己点検結果を東京都へ報告するようになったため、前回の審議会の中では、既に回答済みの内容についてお話させていただいております。こちらのチェックリストにつきましては毎年やっていますので、内容的には変わってきますけれども、来年度もまたチェックリストの事前点検をお願いしたいと考えておりますので、来年度に向けてという意味でも、回答した内容の妥当性を確認していただくのは必要だと考えています。</p>
委員	<p>事前点検だったところを事後点検にして、審議会で諮問をするという状況だということですね。その部分については疑問が残りますし、結果、先ほどの「対策」という文字が抜けた状態で総務省に提出している状況というのは、少なくとも問題があるのかなというように認識はしております。</p> <p>アンケートのほうに移りたいと思いますが、今回このアンケートで無記名になりましたということで、以前審議会の中で、名前がないほうがいいのではないかというような話をさせていただいて、その後無記名になったのかなと思うのですが、改めて無記名にした理由を教えてください。</p>
区民課長	<p>無記名で統一することによって、安心して正直に回答してもらおうという形を考えております。また、区民事務所ですと10人程度の少ない人数になっていますが、その中で9名の方が記名して一人が無記名でやっても、誰の回答かが分かかってしまいます。審議会の方でも御提案がありましたので、無記名で統一するという形で検討した結果でございます。</p>
委員	<p>こういうアンケートは無記名でやるべきだと私も従前からお伝えしていて、少数の部署だと、名前の欄があって記名してもしなくてもいいですよという判断を書く側にゆだねると、結局ほかの人たちが名前を書いて自分が書かなかつたら特定されてしまうということがあるので、名前を書く欄自体を消してしまったほうがいいのかと思うのです。もう1つ、係名の欄についても、4人しかいない部署がありますよね。そうすると、その中でほかの人たちが書いていないことを自分が告発的に書いてしまって特定されるのではないかという部分もあるのかなということも思ってしまうのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
区民課長	<p>アンケートの目的ですが、まずは職場の実態を把握するということがありますし、また、より適切なセキュリティ対策につなげていくということが必要ですので、やはり職場については無記名でやらずに、どこの職場というのを特定していくべきではないかと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>この質問は、杞憂であればいいと思うのですが、セキュリティの観点で、先ほど物理的というのがありましたが、電磁パルスの対策では、データには何らかの対策はあるのでしょうか。その点だけ教えてください。</p>
情報システム担当課長	<p>現在、電磁パルスに対する対策については特に行ってございません。</p>
委員	<p>データは、全部日本国内に分散して保管しているということによろしいでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>データは日本国内に保管してございます。</p>

委員	これは国全体の話になりますが、今後その点も、セキュリティ対策としては考えなければいけない時代になってきたと思いますので、これは質問というか、今後何か考えなくてはいけないというようなところでお願いしたいなと思います。
委員	確認なのですが、先ほどの委員からの質問で、17 ページからの資料3-13に関して、この自己点検表の右半分に関しては、私の認識では総務省への提出はしていないと思っていたのですが、資料3-13 そのものを総務省に提出しているものですか。
情報政策課長	住基ネットのほうは総務省に提出済みですが、情報提供ネットワークのほうは調査中ございまして、まだ提出はしていません。
委員	もう一度確認なのですが、左半分の結果ではなくて、右側の杉並区内での根拠規定の部分に関しても、総務省に提出したのでしょうかと質問をしたのですが。
情報政策課長	失礼しました。自己点検表は総務省から示された左半分の点検項目に対して出来ているか、出来ていない場合はいつまでに改善を行うかを○か△かで記入した形のものを国へ提出するものです。従いまして、区の判断基準である右半分の記載については国への提出は行いません。
委員	先ほど委員がそれを指摘したことに反対をされなかったのが、提出したのかなということで確認しました。ですから、委員が御心配された、いわゆる脱字されたものが総務省に提出されたということはないということですね。
情報政策課長	はい。
会長	御意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	先ほど質問の中でも言わせていただきましたが、脱字等の件につきましては、しっかりと対応していただければと改めて意見として言わせていただきたいと思います。
会長	それでは、諮問第3号及び諮問第4号については、これで決定させていただきます。ありがとうございます。本日御審議いただきました諮問事項につきましては、ここで答申をしまいたいと思います。事務局のほうから答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いいたします。
(答申案文の配布)	
会長	答申案文が2枚にわたっておりますが、部会長から報告があった件と、本日審議されました件の2つです。内容はこれでよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	特に異議がないと認めます。それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡しすることいたします。 次に、一般報告が2件ほどありますので、御説明をお願いします。
一般報告	
高齢者施策課長	私より高齢者実態調査結果の公表における個人情報の誤掲載について報告をさせていただきます。その前に、一言お詫び申し上げます。この件につきましては、私どもの確認作業の不徹底によって引き起こしたものでございます。その結果、皆様方の信頼を失うことになりましたし、またこの調

査に御協力いただいた区民の方に、全く関係のない御負担を強いてしまったということがあります。多大な御迷惑をお掛けしました。大変申し訳ございません。深くお詫び申し上げます。

それでは着座にて御報告させていただきます。まず概要です。平成28年9月から10月にかけて、65歳以上の区民1万人を対象に、高齢者実態調査を実施いたしました。その後、調査委託事業者が作成した調査報告書のPDFデータを、平成29年7月10日に区の公式ホームページに掲載いたしました。その際に、個人ごとの回答を集計するために受託事業者が作成したエクセル形式のデータを、オープンデータとして同時にホームページに掲載しました。その後、7月12日に情報政策課の職員がオープンデータを確認したところ、自由記述欄に、調査に回答した区民の住所、氏名が含まれていたことが判明したものでございます。

誤掲載した個人情報、区民6名分の住所、氏名でございます。

誤掲載の原因です。この調査は無作為に抽出した区民を対象に、3年ごとに実施しており、従来から氏名や住所等個人を特定する情報を記入する欄は設けておりません。しかし、調査票の末尾の自由記述欄に、氏名と住所を記載した回答者がいらっしゃいました。エクセルの特性に配慮せずに、公開に際し再チェックを怠っていたため、そのまま集計データにも反映されていたことに気づかず、ホームページに掲載したものでございます。

区への対応です。判明した7月12日正午までにオープンデータをホームページから削除いたしました。ホームページのアクセスログの確認を行いましたところ、区職員以外に該当データの閲覧履歴はございませんでした。誤掲載した区民の方には、判明した12日午後から13日午前にかけて、直接訪問いたしました。5名の方にお会いすることができまして、御本人又は御家族に対して経緯を説明し、謝罪いたしました。御不在だった1名の方には、改めて2回訪問いたしました。面会することができず、地域包括支援センターを通しまして御家族と連絡が付き、電話で経緯を説明し謝罪を行いました。更に御本人宛の謝罪文を郵便受けに投函いたしました。

報道機関には、7月13日夕方に広報課を通じて誤掲載について情報提供いたしました。

再発防止策でございます。①調査票の表記の見直しということで、個人情報を記載いただかないように注意を促したいと思います。②回答済みで返送された調査票に個人情報が記載されていないかを複数の職員目で確認し、記載があれば黒で塗りつぶします。③委託契約の仕様書に、業者が作成する報告書や個人集計データの中に個人情報は一切含めないことを明記します。また、個人集計データは、選択肢（番号）での回答と、文書の表記による回答に分けて別ファイルで作成することを明記したいと考えております。④報告書の原稿の校正段階及び個人集計データが納品されたときに、複数の職員により個人情報が含まれていないことを確認したいと思います。⑤個人集計データをオープンデータとしてホームページへ掲載する場合は、自由記述欄は基本的には削除し、記載する必要が生じた場合は、再度複数の職員により個人情報が含まれていないことを確認の上で掲載します。⑥今後、ホームページ等によりデータ等を公表

	<p>する際には、必ず複数の職員により個人情報や非公開情報が含まれていないことを事前に十分に確認するなど、あらゆる手立てを講じてまいります。今後はこのように誰でもアクセスできるようなホームページに誤掲載するような事態が発生しないよう、仕事の流れをしっかりと検証し、また他の業務を含めてですが、仕事の流れについては、複数人によるチェック体制を徹底してまいります。このたびは、皆様に御迷惑をおかけしました。大変申し訳ございませんでした。</p>
課税課長	<p>続きまして、課税課長でございます。私からは課税課における税額決定通知書の誤送付について御報告を申し上げます。その前に、改めまして私のほうからもお詫びを申し上げさせていただきます。この度は区の信頼を損なう事態を引き起こし、また、皆様に御心配をおかけいたしまして、どうもすみませんでした。あってはならないことではございますが、端末画面に本来の処理対象者ではないデータを表示させたところで、住所、氏名、生年月日を確認しないまま、別人のデータを誤って入力するといったミスを犯してしまいました。誠に申し訳ございません。</p> <p>それでは、着座して御報告させていただきます。1番の概要です。今年7月28日にA氏が、昨年よりも国民健康保健料が高くなったということで課税課の窓口においでになりました。私どものほうで詳しく調べたところ、別人のB氏の所得が合算されていることが判明いたしました。更に、A氏の住所、氏名、個人番号が記載された税額決定通知書がB氏の勤務先に5月11日付けで送付されていたことが判明いたしました。</p> <p>2の誤送付した個人情報につきましては、A氏の住所、氏名、個人番号です。</p> <p>3の原因ですが、今年2月24日、住民税の当初の賦課に際しまして、課税課職員がエラーリスト修正作業の際、B氏のデータにA氏の個人コードを入力して処理してしまったため、A氏の住所、氏名、個人番号がB氏のデータに上書きされてしまったことで、A氏B氏の所得が合算され、税計算されたものです。また、B氏が特別徴収の対象者だったため、A氏の氏名となった税額決定通知書がB氏の勤務先本社へ送付されたものです。</p> <p>4の区の対応としましては、関係するA氏、B氏にそれぞれ謝罪をいたしました。また、B氏の勤務先の御担当の方にも謝罪をいたしました。特別徴収ですと、税額決定通知書を紙で送るか電子データで送るかについて、事業主が選択できます。さらに電子データでの送付が可能な事業者の場合ですと、どちらを正本とするか、選択をしていただくことが可能となります。今回B氏の勤務先は、紙の方を正本とし電子データの方を副本としており、正本の方にのみ個人番号が含まれていたところなのですが、その紙の税額決定通知書を簡易書留でお送りしていたところですが、ただ、B氏の勤務先では、給与計算、税額計算については、電子データのみで処理をしていたため、紙で送ってありましたマイナンバー入りの税額決定通知書につきましては、鍵のかかる保管庫で封筒を開けずにそのまま保管していたということでした。こちらから事情の御説明をしたところ、まだ開封していないので分からないとの回答がありました。そこで事情を説明した上で、私どものほうからB氏へ正しいものを再送付し、差し替えをしていただいたところですが、また、B氏ですが、税額決定通知書の個人</p>

	<p>宛のものにつきましては、今年から圧着処理をしております、中がびったり付いている状態でお送りしていたのですが、御本人に御自宅で確認してくださいという御説明をしたところ、翌日すぐ電話を頂きまして、確かに給与袋の中に税額決定通知書が入っていたけれども、圧着されていて全然気がつかなかった、見ていなかったということでした。そのため、正しいものをお渡ししますという御説明をして、間違っただけのものではなく未開封のまま私どものほうで回収させていただくことができました。</p> <p>A 氏への対応ですが、何度か御連絡をしましたがお会いできなかったのですが、8月8日に御本人宅でお会いできて、鍵のかかる所で保管されていたので、流出や拡散といったことは一切ありませんということをお説明させていただきました。謝罪の上、個人番号の変更手続きについて御説明させていただいたところ、A 氏からは特に個人番号は変更しないで構わないといったお話をいただきまして、その旨御了承をいただいたところです。</p> <p>(2)の報道機関への情報提供ですが、8月1日に広報課を通じ、報道機関に誤送付についての情報提供を行い、また、区のホームページでも情報をお知らせさせていただきました。</p> <p>(3)ですが、二度とこのような事故を起こさないために、手順の確認、点検の重要性等、職員への指導を行ったところです。改めてヒューマンエラーを減らすために、入力内容の誤りをシステム上で防止できるように検討しているところです。誠に申し訳ございませんでした。</p>
会長	ただいま2件の説明がありましたが、何か質問はございますか。
委員	2つ目の課税課の対応についてお尋ねします。B 氏の勤務先で封を開けていないということ、A 氏から個人番号の変更の希望がないということですが、現に流出しているわけですね。その後当然事故が起こる可能性も否めないと思うのです。そういった場合は、本来は番号の変更は、個人の希望か自治体の長の職権でできるものかと私は理解しておりますが、将来的に区のほうにも、何らかの賠償請求が来る可能性だってあるわけですね。そういった場合、私は区長の職権で番号を変更すべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。
課税課長	その辺りの将来的な不安のところまでは、今回お話しはしていませんでしたが、私どものほうからは、こちらに申し出ただけであれば、番号を変える手続を行うことができますということは詳しく御説明をしたのですが、その方は構わないという御判断をされたので、あえて職権での処理はいたしませんでした。
委員	事務局にですが、これはあくまでも区のほうの将来的な負担という懸念もあるわけですね。当然、個人番号が外に出ているわけですから、幾ら開けていないという確認をされたかもしれないけれども、外に出ているわけですね。こういったケースは将来的なところも含めて、やはり区としての対応は明確にしておかなければならないと思うのです。A 氏だけに限らず、私は一区民として、やはり区のほうに最終的な何らかの負担が生じるということが懸念されるのであれば、これは職権で変更すべきだと思います。
情報政策課長	今の話で思い出したのが、実質的には個人番号は漏れていないという事実が

	<p>あります。実は、B 氏勤務先に送付された税額決定通知書は金庫にしまわれていて全く見られていなかったということと、B 氏本人宛の税額決定通知書については、A 氏の個人名も書いてあるのですが、実際は開封されないまま回収されたということです。そして、電子データで送付したものにはマイナンバーの記載はありませんので、幸いなことに実質的に外部には漏れていなかったということがありました。そういったことを勘案して、今回は変更していないものです。</p>
委員	<p>それは結果論であって、外に出たということは漏れているわけです。開けていないから漏れていないというのは、これは大きな過ち、間違いだと思いますが、その点はいかがですか。</p>
情報政策課長	<p>私どもとしては、マイナンバーに関わる事故ということでは重く捉えており、あくまでも事故ですので、これは東京都に報告をして、東京都を通じて国にも報告しております。また、区民に対しても、マイナンバーの事故として公表してお伝えしております。それとは別に、今回のような実質的に漏れていないケースについては、御本人の判断ということで変更を見合わせたということになります。</p>
委員	<p>意見を申し上げます。個人番号という重要な情報が外に出てしまったときの対応は、やはり明文化しておくべきだと私は思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>今の質疑をお聞きしまして、委員の意見はごもっともだと思います。区の担当する範囲から、マイナンバーの書かれた情報が別の方に流出してしまったということで、それを見たかどうか、見ていなかったはずということで、マイナンバーの変更はしなくてもいいというように判断されているようですが、本当に見ていなかったのかどうなのかについては 100%担保できていないと思うのです。そういう意味でも、改めて流出事故が起きたときには、区としてマイナンバー変更の手続きは先にやっけてしまいますというような形でやったほうがいいと思います。これは私の意見です。</p> <p>その前に、そもそもここに至るまでの経過をもう一度確認をしていきたいと思えます。まずは、課税課の税額決定通知書の誤送付です。そもそも、エラーリスト修正作業で間違っただけの入力をしてしまったということですが、その作業というのは、一体どういう作業なのかを教えてくださいませんか。</p>
課税課長	<p>帳票をお示ししながら御説明いたしますが、上段には処理番号、中段には特別徴収なのでその事業所の番号が記載されております。エラーの対象だということで、エラーリストで、本来であれば各個人毎にふられた番号、以後個人コードと呼びますが、その個人コードを入力してその方呼び出し、生年月日等を確認した上で何らかの修正をかけるころでした。しかし、この作業では処理番号からも検索することができるのですが、今回は、まず初めにその処理番号の上桁の数字を入力し、途中から誤って中段の事業所番号の下桁の数字を入力してしまいました。個人コードを入力していれば、チェックデジットが働いていて間違っただけの画面が出てこなかったのですが、この処理番号ではチェックデジットがなかったということで、間違っただけの情報が出てきてしまったというこ</p>

	とです。そこで住所氏名で確認をすれば、違った人が出たということが分かり、再度正しい画面を出して入力できたはずなのですが、その確認が十分でなかったということでこのような事態が起きてしまいました。
委員	そもそも入力したあとの事後の点検として、入力した内容のリストを出してエラーリストと合っているかどうかとか、税額や保険料などの合計値が合っているかどうかという、入力後のチェックが必ず必要だと思うのです。しかし、今回のエラーリストの修正作業については、入力したあとのチェックが作業的に全くなかったということですね。
課税課長	情けない話なのですが、最初の入力のときに確認していなかったことと、点検のときにも正しいものだと思い込んでいたのか、点検を行ったにもかかわらず、見つけられなかったということになります。
委員	その点検は、今後、再発防止の対策でしっかりと行うことだと思います。物理的にそういうことがないようなシステムを作っていかなければいけないということでは、先ほどお話があった処理番号にチェックデジットがなくて、間違っただけで処理番号を入れたら別のものが引き出してしまうと、それはシステム的な穴だと思うので、その対応も必要だと思います。それから、エラーリストというのが、きっと紙でそれも帳票がちょっとした目線の移動で段がずれてしまうようなすごく細かい帳票だということ自体も、それは作業をする人のことを考えていないものだと思うので、もしこれはできるならですが、例えばエラーリストは1枚の紙に1人分しか出さずに、他の人と見る側の人が見間違わないようにするというような対策も今後考えていかなければいけないと思います。システムの対応というのは、最終的な確認をしっかりと行うということが大前提ではあると思うのです。それは、しっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
課税課長	誠におっしゃるとおりだと感じております。エラーリストそのものは1枚の紙に1人分を出していたのですが、いずれにしてもミスが重なってしまったところが一番の問題ですので、人間のできないところを何とかシステム上で担保できるような形をただいま検討しております。誠に申し訳ございません。
委員	それから、私もシステムをやっていた際、いろいろミスやトラブルがあったときに、同様の事例が過去発生していなかったのかというのが、よくユーザーから言われるわけです。今回は、誤送付されたものの金額がおかしいという問い合わせがあって初めて気づきましたが、金額がおかしいと思わなかったら、もしかしたらそのまま計算されて、そのままお金を払っている人たちがいたかもしれません。あとは、知らない人の個人番号付きの情報が来てしまっているがちょっと中のぞいてみるか、という人たちがいるかもしれません。そういう同様のケースが、過去、この間データが残っている限り発生しているかどうかを遡っての確認はしたのでしょうか。それと、それができる状況なのでしょうか。
課税課	過去遡れる限りの資料については確認をいたしました。同様の事例は今回の件を除いてはございませんでした。
委員	過去に同様のケースが発生していなかったという確認はされたということで

	<p>すね。了解しました。</p> <p>次にもう1つの、高齢者実態調査結果の公表における個人情報の誤記載についてです。これも大変重大なことだと思います。そもそも再発防止策の中で、委託契約の仕様書の中に個人情報は一切含めないということを今後追加すると書かれているということは、今まで契約をしていたときには個人情報の取扱いが何もなかったということなののでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>何もなかったわけではなく、情報を外に出さないとか、そのようなことにつきましてはしっかりと記載をしておりました。ただ、こちらがアンケートを回収しその入力作業をお願いする際に、個人情報に関しては入力しないでよいという記載を今まではしておりませんでした。今後は、個人情報に関しては記載をしないという内容を追記したいと考えております。</p>
委員	<p>それは、絶対に追記すべきだと思います。そもそも、今回アンケートを行う上で調査の打ち込みをしたり集計してもらったりというものが、今後どのように扱われるかということについて、依頼する側も依頼を受けた側もきちんと想像できていなかったことが、一番の原因なのかなと思うのです。依頼された側は、ただ単に打ち込めばいい、エクセルにしてPDFにすればいいというだけではなくて、今、区が行っているこの調査というのは、こういう理由で作業をしていて、最終的にホームページにアップするものですよというお話があれば、受託事業者の方も、もしかしたら個人情報がここに書いてあったけれども大丈夫ですかと気づくことができたかもしれません。そういった意味では、自分が渡す仕事の結果が、今後どういうものになるのかということまできちんと認識をしていただくという形で、委託をしていかなければいけないものだと思います。</p> <p>また、先ほど最初に言われていたと思いますが、区が実施した調査について打ち込みをしてもらった後、結局ホームページにアップするまで中身を見ていなかったということですね。これは、区が何か調査をするという姿勢としてもすごく問題がありますし、そういう姿勢だからこそ個人情報の漏えいが生まれてくるということもあるのだと思います。システムのセキュリティだけではなくて、仕事の姿勢でも情報の漏えいは発生するということを如実に表していることだと思いますので、そこはしっかりと認識していただきたいと重ねて意見したいと思います。改めて、その件についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>この調査委託契約は、紙ベースの報告書になるまでを委託しているもので、当然紙ベースの中身については、複数の職員で全て読んで、個人情報が含まれていないかをチェックした上で報告書にして、それをPDFにしてホームページに公開しておりました。そして今年、初めてオープンデータとして、個人集計データを公開することにしました。初めてだからこそ、おっしゃるようにホームページに載せることのリスク、二次被害へのつながりといったことを十分認識して、再チェックをしっかりと行った上でホームページに載せなくてはいけなかったところでしたので、御指摘はごもっともです。3日間といえども、個人情報がホームページに誤掲載されたことは事実ですので、12、13日にかけて訪問</p>

	<p>した際にも、このようにホームページの画面に出てしまいました、何か変わったことはなかったですかということをお聞きいたしました。それから、アクセスログが区の内部の職員だけであったということも改めて報告しましたが、やはり3日間誤って掲載されていたわけですので、その後もダイレクトメールがやたら増えたといったことがあるようであれば、是非、区役所に御連絡くださいと申し上げております。ただそうは言っても、ホームページに載せることのリスクについては、私どもは重く厳しく受け止めなくてはいけないと思っておりますので、二度とこのようなことがないよう努めてまいります。</p>
委員	<p>私からは、この高齢者施策課と課税課の2つに通ずるところなのですが、今回このように誤掲載と誤送付があったのは、昨年報告されて知ってはいたのですが、そもそもダブルチェックや再確認を職員の中でやるような動きがあれば、このようなことは起こらなかったのかなと思いました。ダブルチェックをしようと思ってしまったのか、それともそもそもそれがなかったのかを伺います。</p>
高齢者施策課長	<p>まずオープンデータとして掲載する前につきましては、チェックそのものを怠っていたということが事実です。昨年アンケートを行い回収した際に、6,700件余り返ってきたのですが、回収された全てのアンケートについて、個人情報に記載されていないかを目視で確認をして、個人情報が含まれているものは黒塗りをするという作業をしております。ただ、その作業を複数の職員ではやっておりませんでした。まず、そこからできておりませんでした。そういった意味で、最初から最後までチェック体制が非常に不備であった、確認作業が全くの不徹底であったということです。</p>
課税課長	<p>2人の人間のチェックではなくて、今回は1人の人間で入力してその後また改めて点検をしましたが、やり方そのものを今後はミスを見つけるためのダブルチェックと、正にその体制でやるしかないと考えております。</p>
委員	<p>やはり、今回たまたま関係された方がいい人というか御理解をいただいたので、結果的に流出にはならなかったのですが、そうでない場合もちろん可能性としてはあると思うので、今後はダブルチェックを徹底していただきたいです。</p> <p>最後に、課税課の方ですが、A氏が最終的に個人番号を変更しないでもいいとおっしゃったと思うのですが、例えば、もし今後A氏の個人番号を何か他のルートで悪用された際などがあった場合は、A氏としては、もしかしてあのとき杉並区であれがあったからかなとか、そのように不安になることもあると思うので、やはりこのようにあってはならないことがあった場合は、先ほども話が出ましたが、マニュアルではないですが、変更の手続をお勧めするということをしたほうがいいと思います。これは意見です。</p>
委員	<p>私も、先ほどの委員のやり取りを聞いていて、本当に妥当な配慮だと改めて感じています。その点については、是非そういう対策を検討していただきたいと思えます。</p> <p>それから、今回の高齢者実態調査の件ですが、実は前回の審議会が終わった直後に、杉並区が情報漏えいしたというニュースを見て、ああ、またかと本当に残念な思いでした。ただそれがどの案件だったのかということは、つぶさに</p>

	<p>は記憶にありません。今回の高齢者実態調査結果の誤掲載が、一応7月12日に対策を取って13日に報道機関に情報提供をしたということなのですが、実は前回の審議会は7月25日に行われているのです。こういう事態が前回の審議会の前に分かっているわけですから、なぜ前回の場でそれが報告をされなかったのかということは、大変残念に思っています。その点の区の対策は迅速ではないなと思ったのですが、遅れた理由はどういうことなのでしょう。</p>
情報政策課長	<p>情報漏えいの事故については、内部的に区長まで報告をした上で、それについての再発防止ということで各所管に指示をする手順があります。そういった手順の部分と、外部の審議会に御報告をして御意見をいただき対策を取るということをリンクして関連して進めておりました。今回は、たまたま事案の発生が審議会の直近であったということで、事前の手続が間に合わなかったということがあり、今回の御報告になったということです。</p>
委員	<p>いま回答いただいた点は内部事情であって、やはりこの審議会は、条例に基づく重要な立場、責任も持っているわけですから、是非今後は迅速に報告するというものをもって対応していただきたいというのが私の意見です。これは、実際に私たちの責任や役割は何なのだという話になってしまいますので、その点はよろしく願いいたします。</p> <p>また、前回もかなり厳しい御意見がありましたが、今後の対策として、もう一度御決意というか、お話いただければと思います。</p>
情報政策課長	<p>いま御指摘のとおり、前回、前々回とこのような御報告が頻発しており、その都度お詫び申し上げ、また対策もお話しているところなのですが、現実としてはこのような事案をなくすことができておりません。私どもも、できる限り職員に周知徹底を行っております。また、今回の資料を見ていただきますと、再発防止策についての記載が非常に細くなっていることにお気づきかと思えます。このような再発防止策が実際に実施されているかどうかという点につきましても、情報政策課の方で確認をしていきたいと思えます。</p> <p>また危機管理対策課でも、先日ヒューマンエラーに関する研修を、管理職を対象に行ったところでした。そういったことで、組織の上から下まで、きちんとその重要性について認識をして、ダブルチェック等の基礎、基本をきちんと守っていくことを徹底してまいりたいと考えております。申し訳ございませんでした。</p>
委員	<p>やはり、迅速な情報提供なのです。区の内部での手続というお話もありましたが、報道機関への情報提供が7月13日には行われているわけですから、その1週間後に開催された審議会でもなぜ報告がなかったのかということについてはしっかりと反省をしていただいて、是非とも迅速な対応をお願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>高齢者実態調査結果公表について、確認をします。こういう問題は、時代の変化とともに様々難しい課題があるなと思います。職員の方が更にダブルチェックをするということですから、その分、時間もかかりますし、今後の職員の体制を含めてどういう形がいいのかということは、我々もしっかり議論していかなければいけないと思います。</p>

	<p>19 ページの(5)の再発防止策の①に、「調査票の表記を見直し、自由記述欄その他に個人情報を記載しないように注意を促す」とありますが、これは自由記述欄があるという前提で書いてあります。ところが、⑤には、「基本的に自由記述欄は削除するものとし」と書いてあるのです。要するに、自由記述欄は基本的にはあるのかないのか、その辺りの整理がやや分かりづらいなと思ったのですが、そこはいかがですか。</p>
情報政策課長	<p>記載が分かりにくくて申し訳ありません。⑤はオープンデータとしての公表についての記載になります。御存じのように、エクセルというのは、表面に出ているのは10数文字であっても、広げてみると実は何百字も入ることがあります。その関係で、オープンデータとして公表する場合には、基本的には自由記述欄は削除したほうがいだろうという判断です。調査によっては自由記述欄が必要なものもありますので、調査については自由記述欄があってもいいかなと存じますが、オープンデータとしてエクセルで公表する場合には、必ず削除していただきたいということです。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>大分時間も超過していますが、最後になにかございますか。</p>
委員	<p>個人番号の事故があった場合に、御本人の希望を曲げてでも、なお区長がそれを変更するのかということに関しては、私は少し慎重になるべきだと思います。ただ、委員の御意見にあるとおり、そこをどう対処するのかについては、今後明確にしていくべきだと思います。21ページの報告を見る限りですと、御希望があれば変更するという形なのですが、これよりは、特段の御希望がなければ変更するというように逆転した形にしたほうがいいと思います。つまり、原則変更は行い、変更したくないという御希望があった場合には変更しないという形です。なぜかという、個人番号が変わると様々な届出が必要になるので、事故の内容から考えてむしろそちらのほうが嫌だとおっしゃっている方に対して、区が強制的に番号を変更するというのは、また別の観点が出てくるかと思えます。そういう意味では、先ほど委員がおっしゃったこともあります、個人番号が他の誰かに見られた可能性は非常に低いのだというようなことはあまり強く主張はせずに、個人番号は外に出ましたと。見られた形跡はないけれども、それだけで本当に見られていないという確証には至らないので番号を変更させていただきたいと思えます。ただし、御本人が変更しないでほしいという御希望があるのであれば、このままにさせていただきます。もし明確な規定を定めるのであれば、私は以上のような形がよろしいのではないかと思います。事故があったときに、御本人の希望を無視して変更するというのは慎重になるべきだと私は思いますので、一応意見として述べさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。予定時間を大幅に超過して、申し訳ありません。こここのところお詫びが3回ほど続きましたので、これに対する御意見が大分多く出ました。本日の審議会での議題は、以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p>
情報政策課長	<p>前回の審議会で、委員から御質問があった防犯カメラ条例の条文中で使用されている文言の定義についてです。1つは、防犯カメラ管理責任者、もう1つ</p>

	<p>は防犯カメラ取扱者です。防犯カメラ取扱者というのは、条例第6条で、「届出義務者で防犯カメラを設置した者」と「防犯カメラ管理責任者」がこれに該当すると定めておりますが、防犯カメラ管理責任者については、条例では定義規定がありません。実態としては、商店会の会長等になることが多いということです。</p> <p>併せて、もう1つ、今回の決算特別委員会における個人情報保護制度のセキュリティ強化について、意見、要望を頂きましたので、御報告させていただきます。先日、区議会の決算特別委員会で、平成28年度の決算状況についての報告において、御意見がありました。その際の御意見ですが、受託事業者が非常に増えているということです。また、派遣や指定管理といった業務が区の中で非常に増えている中で、守秘義務の強化が喫緊の課題ではないかということです。地方公務員法上の一般職の職員に関する守秘義務、一般的な守秘義務と申しますが、こういったものに関しては条例で守秘義務は課しているのですが、罰則は設けていない状況です。これについては、慎重な姿勢で検討した上で、区の対応を決めていきたいということで答弁しているところです。その際の区議会議員からの御意見としては、個人情報の保護について十分留意していただきたいという御意見を頂いておりますので、この場で御報告させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>次回は、本年12月25日(月)、午後2時からを予定しております。場所は、中棟6階第4会議室の予定です。よろしく願いいたします。ほかに事務局からは特にありませんか。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>このあと、氏名の記載のない確定版の会議録をお配りいたしますので、お受け取りください。また、新たに委員になられた方については、郵便により御依頼する予定ですが、マイナンバーを収集させていただきますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、平成29年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。30分以上オーバーしてしまいましたが、御協力いただきましてありがとうございました。</p>